

議案第六五号

會吉市外八カ町村衛生施設組合規約制定について

會吉市外八カ町村衛生施設組合規約を次の通り定め

る。

昭和三十八年六月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年六月二十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



倉吉市外八カ町村衛生施設組合規約

第一章 総 則

(名称)

第一条 この組合は、倉吉市外八カ町村衛生施設組合（以下組合という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 この組合は、次の市町村をもつて組織する。

倉吉市、関金町、三朝町、東郷町、北条町、泊村、大栄町、羽合町、東伯町

(組合の共同処置する事務)

第三条 この組合は、し尿処理の事務を共同して処理するため、し尿処理場を設置し、および管理し、ならびにこれに関する事務を処理する。

(組合事務所の位置)

第四条 この組合の事務所は、倉吉市役所内に置く。

第二章 組合の議会

(組合議会の組織および議員選出方法)

第五条 この組合の議員は、組合を組織する市町村の長および市町村議会において、議員のうちから互選した者をもつてこれに充てる。

2 前項の組合議会の議員中、組合管理者に選任された市町村に限り、その市町村議会議員をもつてこれに充てることができる。

(議員の定数)

第六条 組合議会議員の定数は、二十二人とし、次の区分による。

倉吉市六人 関金町二人 三朝町二人 東郷町二人 北条町二人
泊 村二人 大栄町二人 羽合町二人 東伯町二人

(議員の任期)

第七条 組合議員の任期は、当該市町村のその職の任期中とする。

2 組合議会議員に欠員を生じたときは、二カ月以内に補欠議員を選出しなければならぬ。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合議会の招集)

第八条 組合の議会は管理者がこれを招集する。

2 議員定数三分の一以上の者から書面で付議する事項を示して招集の請求があるときは、組合管理者が、これを招集しなければならない。

(議長および副議長)

第九条 組合議会は、議員のうちから議長および副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長および副議長の任期は、議員の任期中による。

(開議)

第十条 組合の議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、地方自治法第百十三条、ただし書きの規定を準用するものとする

(議決)

第十一条 法律に特別の定めがある場合を除くほか組合の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議員として議決に加わる権利を有しない。

(会議規則)

第十二条 組合の議会は、この規約に定めるほか会議に関し必要な事項について会議規則を設けるものとする。

第三章 執行機関

(執行機関の組織)

第十三条 この組合に組合管理者、副管理者および収入役を置く。

(組合管理者および副管理者)

第十四条 この組合に管理者一人、副管理者一人を置く。

2 管理者は関係市町村長のうちから組合議会において選任する。ただし、管理者は組合

議会の議員を兼ねることができない。

- 3 管理者の任期は当該市町村長の任期による。
- 4 管理者は組合を代表し、事務を管理し、および執行する。
- 5 副管理者は、管理者が関係市町村の助役のうちから組合議会の同意を得て選任する。
- 6 副管理者の任期は当該市町村助役の任期による。
- 7 副管理者は、管理者を補佐し、職員の担任する事務を監督し、管理者に事故あるとき、または、管理者が欠けたときはその職務を代理する。

(収入役)

第十五条 収入役は、組合管理者が組合議会の同意を得て選任する。

(組合の監査委員の選出方法)

第十六条 この組合に監査委員を置く。

- 2 監査委員は二人とし、組合議員の互選とする。
- 3 監査委員の任期は、組合会議員の任期とする。

(補助職員)

第十七条 この組合の事務を処理するため、吏員その他の職員を置く。

- 2 前項の吏員、その他の職員は、組合市町村の吏員、その他のうちから組合管理者が任

免する。

第四章 給与その他の給付

(給与の支給)

第十八条 組合は組合議会の議員、組合管理者、副管理者、収入役、吏員、その他の職員にその勤務に相当する報酬または給料ならびにその職務を行なうに要する費用弁償または旅費を支給することができる。

2 前項の報酬または給料および費用弁償または旅費の額ならびに支給方法は条例で定めなければならない。

第五章 財務

(組合経費の支弁方法)

第十九条 この組合の経費は、組合市町村の分担金、補助金、使用料、その他の収入をもつて充てる。

(分担金の分賦割合)

第二十条 前条の分賦金中、経常経費の分賦割合は別表に定めた基準割合とする。

2 臨時の経費については、前項の規定にかかわらず組合議会の議決により別に定めることができる。

(地方自治法の準用)

第二十一条 この規定に定めるものを除くほか、地方自治法第二百九十二条の規定により市に関する規定を準用する。

付 則

この規約は、許可になつた日から施行する。

別 表

北条町	東郷町	三朝町	陶金町	倉吉市	市町村	負担割合
三五五%	五四三%	六九五%	三七九%	五三四八%	市町村	負担割合
	東伯町	羽合町	大栄町	泊村		
	一一、二二%	四九一%	六三八%	四二九%		